

広島県水道広域連合企業団管理規程第35号

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程

目次

第1章 通則（第1条―第3条）

第2章 給与の支給（第4条―第10条）

第3章 手当の支給（第11条―第36条）

第4章 補則（第37条―第38条）

第1章 通則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業職員で一般職に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）（以下「職員」という。）の給与（退職手当を除く。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務の級）

第2条 条例第3条第2項に規定する職務の級は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき職務の級に分類するものとする。

2 前項の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務（以下「基準となる職務」という。）の内容は、次の表に定めるとおりとする。

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	主任の職務
3 級	主査又は係長の職務
4 級	1 センター長の職務 2 地方機関の次長の職務 3 地方機関の課長、事業所長又は担当課長の職務 3 参事又は課長代理の職務
5 級	1 本部の課長の職務 2 地方機関の長の職務
6 級	1 経営部長の職務 2 技術部長の職務
7 級	事務局長の職務

(職務の級の決定)

第3条 企業長は、企業団の組織に関する条例及び規程の趣旨に従い、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、前条第2項で定める基準に従い決定する。

第2章 給与の支給

(給与の現金支給)

第4条 職員の給与は、すべて現金で支払わなければならない。

(給与の差引支給の禁止)

第5条 職員の給与は、法律又は条例（これらの委任に基づく政令又は規程を含む。）によって特に認められた場合を除くほか、その職員が支払うべき金額を差し引いて支給してはならない。

(給与の直接支給)

第6条 職員の給与は、法律（法律の委任に基づく政令を含む。）によって特に認められた場合を除くほか、直接その職員に支給しなければならない。

(給与の口座振り込み)

第7条 任命権者は、職員から申出があった場合において、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金への振り込み（以下「振り込み」という。）の方法によって支払うことができる。

2 前項の申出は、書面を任命権者に提出して行うものとする。申出を変更する場合においても、同様とする。

3 前項の書面には、振り込みを希望する金額、振り込みを受ける預金の口座その他振り込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。

4 その他振り込みに関し必要な事項は、任命権者が別に定めることができる。

(死亡した職員の給与の支給)

第8条 職員が死亡した場合におけるその職員の給与は、次に掲げる遺族に支給するものとする。

(1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前2号に掲げる者を除くほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者に対して給与を支給する順位は前項各号の順位に、第2号及び第

4号に掲げる者のうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順位によるものとし、同順位の者が2人以上あるときはその人数によって等分して支給するものとする。

(給与の額の端数の処理)

第9条 給与の計算に際してその額に円位未満の端数を生じたときは、給与種目ごとに国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定により処理するものとする。

(給与の支給日)

第10条 職員の給与の支給日は、毎月19日とする。ただし、その月の19日が休日、日曜日又はその月の第3土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又はその月の第3土曜日でない日を支給日とする。

2 企業長は、特別の事由により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に給与の支給日を定めることができるものとする。

第3章 手当の支給

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、条例第4条の規定により管理職手当が支給される職（以下「管理監督職員」という。）は、次の表に掲げる職（企業長がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。）とし、月額により支給するものとする。

組織	職	区分
事務局	事務局長	1種
	経営部長	2種
	技術部長	2種
本部	課長	3種
	センター長	4種
地方機関	所長	3種
	次長	4種
	課長	5種
	事業所長	5種
	担当課長	5種

2 前項の表に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職のうち企業長が別に定める職にあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。

3 第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5

第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第1項の規定による区分に応じ、次の表の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第14条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に就業規則第14条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ就業規則第14条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	1種	130,000円
6級	2種	110,000円
5級	3種	85,000円
4級	4種	50,000円
	5種	40,000円

4 第1項に規定する職を占める再任用職員に支給する管理職手当の月額は、企業長が別に定める。

5 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

（地域手当）

第12条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次項各号に規定する地域（平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域をもって示された地域をいう。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 広島市及び安芸郡府中町 100分の6.2

(2) 前号の地域を除く広島県内の地域 100分の3.2

（通勤手当）

第13条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

- (1) 条例第9条第1号に掲げる職員 支給単位期間（第17条第1項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）につき、次に掲げるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。）に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が98,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額と98,000円との差額の2分の1を98,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が98,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と98,000円との差額の2分の1を98,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ア 運賃等相当額は、イに該当する場合を除くほか、次に掲げる交通機関等の区分に応じて定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(7) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

イ 第9項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、アに定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (2) 条例第9条第2号に掲げる職員 次に掲げる場合の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車又は自転車等のいずれか一方を使用する場合 次表の左欄に掲げる自動車又は自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表の右欄に掲げる額

自転車又は自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額	
	自動車を使用する場合	自転車等を使用する場合
4キロメートル未満	2,000円	2,000円
4キロメートル以上 6キロメートル未満	3,300円	
6キロメートル以上	4,900円	2,100円

10キロメートル未満		
10キロメートル以上 14キロメートル未満	7,000円	3,000円
14キロメートル以上 18キロメートル未満	9,100円	4,000円
18キロメートル以上 22キロメートル未満	11,300円	5,000円
22キロメートル以上 26キロメートル未満	13,400円	6,000円
26キロメートル以上 30キロメートル未満	15,500円	7,000円
30キロメートル以上 34キロメートル未満	17,600円	8,000円
34キロメートル以上 38キロメートル未満	19,800円	9,000円
38キロメートル以上 42キロメートル未満	22,100円	10,000円
42キロメートル以上 46キロメートル未満	24,300円	11,000円
46キロメートル以上 50キロメートル未満	26,500円	
50キロメートル以上 54キロメートル未満	28,700円	
54キロメートル以上 58キロメートル未満	30,900円	
58キロメートル以上 62キロメートル未満	33,100円	
62キロメートル以上 66キロメートル未満	35,300円	
66キロメートル以上 70キロメートル未満	37,500円	
70キロメートル以上 74キロメートル未満	39,700円	
74キロメートル以上 78キロメートル未満	41,900円	
78キロメートル以上 82キロメートル未満	44,100円	
82キロメートル以上 86キロメートル未満	46,300円	
86キロメートル以上 90キロメートル未満	48,500円	
90キロメートル以上 94キロメートル未満	50,700円	
94キロメートル以上 98キロメートル未満	52,900円	
98キロメートル以上	55,100円	

イ 自動車及び自転車等のいずれも使用する場合 自動車又は自転車等の片道の使用

距離に応じ、支給単位期間につき、それぞれの交通の用具に係るアに定める額の合計額（その額が自動車又は自転車等の片道の使用距離を自動車のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額を超える場合は、自動車のみを使用して通勤した場合に支給されることとなる額）

- (3) 条例第9条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等（一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。）の事情を考慮して次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額とする。

ア 条例第9条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び第2号に定める額（第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が98,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と98,000円との差額の2分の1を98,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

イ 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額とする。）が第2号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。）第1号に定める額

ウ 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。）第2号に定める額

- 2 条例第9条第3号に掲げる職員で、自動車若しくは自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員又は自動車及び自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員のうち、通勤のため、自動車又は自転車等の駐車場（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「駐車場」という。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものには、前項第3号に定める額のほか、次項から第5項までに定めるところにより、1箇月当たりの駐車料金の2分の1に相当する額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）を通勤手当として支給する。

- (1) 職員が、通勤のために利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金を負担することを常例としているものであること。

- (2) 交通機関から自動車若しくは自転車等へ乗り継ぎをする場合又は自動車若しくは自転車等から交通機関へ乗り継ぎをする場合において利用する駐車場で、その乗り継ぎをする地の周辺にあるものであること（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所その他の職員の住居に係る駐車場を除く。））。
 - (3) 駐車料金が月又は年その他これに準ずるものとして企業長が別に定める単位等で定められているものであること。
- 3 1箇月当たりの駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (1) 駐車料金が1箇月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額
 - (2) 駐車料金が複数の月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその月数で除して得た額
 - (3) 駐車料金が1年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額を12で除して得た額
 - (4) 駐車料金が複数の年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその年数で除して得た額を12で除して得た額
 - (5) 前4号に掲げる場合以外の場合 企業長が別に定める額
- 4 2以上の駐車場を利用する場合においては、それぞれの駐車場の1箇月当たりの駐車料金の額を前項各号の規定により計算し、それぞれについて得た額を合計した額をもって前項に規定する1箇月当たりの駐車料金の額とする。
- 5 第2項に規定する1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって同項に規定する1箇月当たりの駐車料金の2分の1に相当する額とする。
- 6 条例第9条第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国、地方公共団体又は公共的団体の所有に属するものを除く。
- (1) 自転車
 - (2) 自動車以外の原動機付の交通用具
- 7 条例第9条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。
- (1) 住居又は勤務箇所のいずれかが離島等にある職員
 - (2) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員
- 8 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 9 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそ

それぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(通勤手当に関する届出等)

第14条 職員は、新たに条例第9条の職員又は前条第2項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別記様式第1号に定める通勤届により、その通勤の実情をすみやかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。条例第9条の職員又は前条第2項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等若しくは駐車料金の額に変更があった場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により条例第9条の職員又は前条第2項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

3 任命権者は、職員から前2項の規定による届出があったときは、その届出にかかる事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員又は前条第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

4 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別記様式第2号に定める通勤手当認定簿に記載するものとする。

5 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条の職員又は前条第2項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(通勤手当の支給)

第15条 通勤手当は、支給単位期間（次の各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第10条に規定する支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第13条第1項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が98,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が第13条第1項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合にお

いて、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が98,000円を超える
ときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長
い支給単位期間

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、
当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支
給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当
は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、
職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員又は第13条第2項の職員たる要件
が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日で
あるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職
し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手
当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事
実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の
前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定によ
る届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届
出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する
月）から行うものとする。
- 5 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合
においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、
その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を
増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 前2項の規定により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て別
に支給の始期及び終期を定めることができる。
- 7 条例第9条の職員又は第13条第2項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、
支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤し
ないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができな
い。

（通勤手当の返納等）

第16条 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、
離職その他次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうち
これらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第9条の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更が
あったことにより、通勤手当の額が改定される場合

- (3) 月の中途において休職にされ、専従許可（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、自己啓発等休業（広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号。以下「休業等条例」という。）第22条の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし、配偶者同行休業（休業等条例第30条の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をし、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）をし、第2号介護休暇（就業規則第35条第3項に規定する第2号介護休暇をいう。以下同じ。）を受け、又は停職（地方公務員法第29条第1項の規定による停職をいう。以下同じ。）にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合を除く。）
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 交通機関等に係る通勤手当の返納の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第13条第1項第3号アに掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第13条第1項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が98,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が98,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、企業長が別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が98,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額にその者の1箇月当たりの運賃等相当額と98,000円との差額の2分の1を98,000円に加算した額をその者の1箇月当たりの運賃等相当額で除して得た数を乗じて得た額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- イ 前条第1項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 その者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び企業長が別に定める額の合計額にその者の1箇月当たりの運賃等相当額等と98,000円との差額の2分の1を98,000円に加算した額をその者の1箇月当たりの運賃等相当額等で除して得た数を乗じて得た額（事由発生月が同項第1号又は第2号に定める期間に係る最後の月で

ある場合にあっては、0)

- 3 第1項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の任命権者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当の支給単位期間等)

第17条 「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間(自動車又は自転車及び駐車場に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、前条第1項各号に掲げる事由(同項第2号に掲げる事由にあっては、住居の変更等やむを得ない事情によるものに限る。)が生ずることが前項第1号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- 3 前2項の規定により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て別に支給単位期間を定めることができる。

- 4 支給単位期間は、第15条第4項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第5項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 5 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第2号介護休暇を受け、又は停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、職務に復帰し、又は休暇が終了することとなる場合及び次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は休暇の終了した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

- 6 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(特殊勤務手当の種類)

第18条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高所作業従事職員の特殊勤務手当
- (2) 深所作業従事職員の特殊勤務手当
- (3) 坑内作業従事職員の特殊勤務手当
- (4) 塩素処理作業従事職員の特殊勤務手当
- (5) 高圧電気作業従事職員の特殊勤務手当
- (6) 除塵作業従事職員の特殊勤務手当
- (7) 鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当
- (8) 充排水作業従事職員の特殊勤務手当
- (9) 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当
- (10) 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当
- (11) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当
- (12) 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当

(高所作業従事職員の特殊勤務手当)

第19条 高所作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 職員が高層建築物、ダム、橋りょう等の工事現場において、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で建設又は改修工事の監督又は検査に従事したとき 1日につき220円（当該監督又は検査が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円）
- (2) 職員が導水施設又は配水施設の維持管理のため、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したとき 1日につき 220円（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円）

2 高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第3号による高所作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 第1項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当は、その月分を翌月の給与の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特別の事情があるときは、その日後において支給することができる。

4 職員が翌月の給与の支給日前において所属する任命権者を異にして異動し、退職し、若しくは死亡したときは、その職員の第1項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手は、前項本文の規定にかかわらず、異動、退職若しくは死亡の日までの分をその際に支給するものとする。

(深所作業従事職員の特殊勤務手当)

第20条 深所作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が導水施設、浄水施設又は配水施設の維持管理のため、水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき220

円とする。

2 深所作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第4号による深所作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 深所作業従事職員の特殊勤務手当は、前条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(坑内作業従事職員の特殊勤務手当)

第21条 坑内作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 職員がトンネル掘り工事において、トンネルの坑内で工事の監督又は検査に従事したとき 1日につき560円

(2) 職員が導水施設又は配水施設の維持管理のため、トンネルの坑内において作業に従事したとき 1日につき560円

2 坑内作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第5号による坑内作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 坑内作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(塩素処理作業従事職員の特殊勤務手当)

第22条 塩素処理作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき290円とする。

2 塩素処理作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第6号による塩素処理作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 塩素処理作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(高圧電気作業従事職員の特殊勤務手当)

第23条 高圧電気作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は取水場等における11万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき230円とする。

2 高圧電気作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第7号による高圧電気作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 高圧電気作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(除塵作業従事職員の特殊勤務手当)

第24条 除塵作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき230円とする。

2 除塵作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第8号による除塵作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 除塵作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当)

第25条 鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当は、職員が工業用水道事業又は水道用水供給事業の水道布設工事現場で鋼管内において監督又は検査（鋼管内に塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある場合に限る。）に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき290円とする。

2 鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第9号による鋼管内塗装検査従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 鋼管内塗装検査従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(充排水作業従事職員の特殊勤務手当)

第26条 充排水作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき300円とする。

2 充排水作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第10号による充排水作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 充排水作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当)

第27条 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当は、職員が土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための現地で行う折衝業務に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1日につき650円とする。

2 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第11号による用地取得等折衝業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当)

第28条 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が圧搾空気内で行う工事の監督又は検査に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1時間につき1,000円を超えない範囲内で次の各号に掲げる気圧の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 0.2メガパスカルまで 210円

(2) 0.3メガパスカルまで 560円

(3) 0.3メガパスカルを超えるととき 1,000円

2 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当の額を算定する場合において、前項各号に規定する気圧の区分ごとにその月の当該業務に従事した時間を合計するものとし、当該合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。

3 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第12号による異常気圧内作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

4 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第29条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この条において「応急作業等」という。）

イ 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等

(2) 著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第1号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において企業長が別に定める期間以上従事したとき。

(3) その他企業長が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当は、作業に従事した日1日つき、次の各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業 次に掲げる額

ア 巡回監視 480円（当該作業が夜間（日没時から日の出時までの間をいう。この号において同じ。）に行われた場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）

イ 応急作業等 730円（当該作業が夜間に行われた場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）

(2) 前項第2号に掲げる作業に従事した場合は、前号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて定める額を超えない範囲内におい

て企業長が別に定める額とする。

ア 前項第1号に掲げる作業 次に掲げる額

(7) 巡回監視 前号アの規定による額に480円を加算した額

(4) 応急作業等 前号イの規定による額に730円を加算した額

(ウ) 前項第3号に掲げる作業 第3号の規定による額に同号の規定による額の100分の100に相当する額を加算した額

(3) 前項第3号に掲げる作業 840円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて企業長が別に定める額

3 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第13号による災害応急作業等従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

4 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第30条 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 火薬類の製造施設、火薬庫又は火薬類の消費場所の立入検査又は災害調査

(2) 高圧ガスの製造施設の保安検査、立入検査又は災害調査

(3) 導火線発破又は電気発破の作業

(4) 爆発物又は爆発物容疑物件の確認、運搬、除去、解体等の作業

2 前項の手当は、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる作業 従事した日1日につき250円

(2) 前項第4号に掲げる作業 作業1件につき5,200円

2 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第14号による爆発物取扱作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(特殊勤務手当の併給禁止等)

第31条 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される日については、当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員の特殊勤務手当
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員の特殊勤務手当 深所作業従事職員の特殊勤務手当

2 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当の支給される日については、次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、次に掲げる特殊勤務手当の額が異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当の額を超えるときは、当該異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手

当の額を超えることとなる特殊勤務手当を支給し、異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当は支給しない。

深所作業従事職員の特殊勤務手当

坑内作業従事職員の特殊勤務手当

- 3 次に掲げる特殊勤務手当の支給される監督若しくは検査又は作業に従事した時間（前2項の規定により支給されないこととなる特殊勤務手当に係る監督又は検査に従事した時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規程により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

高所作業従事職員の特殊勤務手当

深所作業従事職員の特殊勤務手当

坑内作業従事職員の特殊勤務手当

充排水作業従事職員の特殊勤務手

（時間外勤務手当）

第32条 就業規則第19条第3項の規定に基づき正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、100分の125から100分の150までの範囲内において当該各号で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で前項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、就業規則第17条の規定により、あらかじめ就業規則第15条第2項又は第16条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次の各号に掲げる時間以外の時間（就業規則第15条又は第16条の規定によりあらかじめ割り振られた正規の勤務時間を除く。）を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じ

て得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 就業規則第17条の規定により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち、就業規則第15条又は第16条の規定によりあらかじめ割り振られた正規の勤務時間（当該勤務時間が38時間45分に満たない場合にあっては38時間45分、条例第14条の規定による休日勤務手当が支給される時間がある場合にあっては38時間45分に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間）を超える時間

(2) 就業規則第17条の規定により勤務時間が割り振られた後の就業規則第16条第2項本文の規定により8日の週休日を設けられた期間又は同項ただし書の規定により1週間当たり1日以上割合で週休日が設けられた期間（以下「割振り単位期間」という。）における正規の勤務時間のうち、就業規則第16条の規定によりあらかじめ割り振られた正規の勤務時間（当該勤務時間が38時間45分に当該割振り単位期間内の週の数に乗じて得た時間に満たない場合にあっては当該乗じて得た時間、条例第14条の規定による休日勤務手当が支給される時間がある場合にあっては38時間45分に当該割振り単位期間内の週の数に乗じて得た時間に当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間）を超える時間（前号に該当することとなる時間を除く。）

4 就業規則第19条第3項の規定に基づき正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規則第15条第1項、第16条及び第17条の規定に基づく週休日における勤務のうち前項各号に掲げるものを除く。）の時間及び就業規則第17条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項各号に掲げる時間以外の時間（就業規則第15条又は第16条の規定によりあらかじめ割り振られた正規の勤務時間を除く。）の勤務を除く。）の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5 就業規則第20条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午

前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号に掲げる割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の25

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「前項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 前各項の勤務1時間当たりの給与額は、企業団の構成団体(以下「構成団体」という。)から派遣された企業職員(以下「派遣職員」という。)が構成団体から支給される給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(1) 特地勤務手当(給料の月額に対するものに限る。)

(2) 特地勤務手当に準ずる手当(給料の月額に対するものに限る。)

(休日勤務手当)

第33条 条例第14条の規定による勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

(夜間勤務手当)

第34条 条例第15条の規定による勤務を命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条第7項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の支給)

第35条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)の支給に関しては、別記様式第15号による時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿によって勤務を命ずるものとし、これによって職員が実際に勤務した時間を基礎として支給するものとする。

2 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間は、その月の全時間数(時間外勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合の1時間未満の端数の処理については、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

3 時間外勤務手当等は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

4 前項の場合において、職員が就業規則第20条第1項の規定により指定された時間外勤

務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当については、第19条第4項中「翌月の給料の支給日」とあるのは「就業規則第20条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日の属する月の翌月の給料の支給日」と読み替えるものとする。

- 5 公務によって旅行（出張及び赴任を含む。第36条において同じ。）中の職員は、その旅行期間中は、正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間以外に勤務すべきことを職員の所属長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間について明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給するものとする。

（管理職特別勤務手当）

第36条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第16条第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において次に定める額（勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

- ア 1種 12,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 8,000円
- エ 4種 6,000円
- オ 5種 4,000円

- (2) 条例第16条第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において次に定める額

- ア 1種 6,000円
- イ 2種 5,000円
- ウ 3種 4,000円
- エ 4種 3,000円
- オ 5種 2,000円

- 2 条例第16条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職特別勤務手当を支給しない。
- 3 管理職員特別勤務手当の支給に関しては、別記様式第16号による管理職員特別勤務実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。
- 4 管理職員特別勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。
- 5 公務における旅行中に係る管理職員特別勤務手当については、旅行目的地において条例第16条第1項又は第2項の勤務をした場合でその勤務に従事した時間が明確に証明できるものに限り支給するものとする。

第4章 補則

(特定の職員についての適用除外)

第37条 第16条の規定は、特定管理職には適用しない。

2 第32条から第35条までの規定は、管理監督職員には適用しない。

(委任)

第38条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(派遣職員に対する経過措置)

2 企業団の構成団体（以下「構成団体」という。）から派遣された企業職員（以下「派遣職員」という。）の給与の支給に関しては、構成団体と企業団が締結した派遣に関する協定の定めるところにより、当該構成団体の給与に関する条例等の適用を受ける給与については、この規程の規定にかかわらず、当該構成団体の給与に関する条例等の例により、当該構成団体が支給するものとする。

別紙様式第 1 号（第14条関係）

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		勤 務 箇 所					
		所 在 地					
職 名		氏 名					
住 居							
広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
主な届出の理由（該当する□にレ印を付する。） □1 新規（異動の場合を含む。） □2 住居の変更 □3 通勤経路の変更 □4 通勤方法の変更 □5 運賃等又は駐車料金の負担額の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日			□ 直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）				
順 路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離 (概算)	所要時間 (概算)	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考
1□		住居から（ 経由） まで	km	時間 分		円	
2□		から（ 経由） まで	km	時間 分		円	
3□		から（ 経由） まで	km	時間 分		円	
4□		から（ 経由） まで	km	時間 分		円	
5□		から（ 経由） まで	km	時間 分		円	
総通勤距離及び総所要時間（概算）			km	時間 分		円	
駐 車 場		駅 等 の 名 称	駐 車 場 の 所 在 地	駐 車 料 金 の 種 類	左 欄 の 駐 車 料 金 の 額	備 考	
	1□				円		
	2□				円		
記入上の注意 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車、電車、バス、〇〇線等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（〇箇月）、11枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（〇箇月）の価額、11枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 6 「駐車場」欄に記載する駐車場は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条に規定する保管場所その他の職員の住居に係る駐車場を除く。 7 「駅等の名称」欄には、乗り継ぎを行う駅、バス停、港等の名称を記入する。 8 「駐車料金の種類」欄には、1 箇月、3 箇月、1 年、11枚綴回数券等の別を記入する。 9 「左欄の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、利用期間又は利用回数等に応ずる駐車料金を記入する。 10 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。							

別紙様式第2号（第14条関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏 名	所 属		事 実 発 生 年 月 日				年 月 日		
住 居	提 出 年 月 日				年 月 日				
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員等		平 均 1 箇 月 当 た り の 通 勤 所 要 回 数		回 { 算出式		受 理 年 月 日		年 月 日	
順 路	算 出 の 基 礎 と な る 交 通 機 関 等		定期券回数券 その他の別	運 賃 等 出 の 基 礎		運 賃 等 相 当 額	交 通 機 関 等 の 認 定 期 間	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略)	備 考
	交 通 機 関 等 の 名 称	利用期間		回 数 の 券 他	定 期 券 1 箇 月 当 た り の 運 賃 額				
1				円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正				円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
2				円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正				円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
3				円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
改正				円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
1 箇月当たりの運賃相当額の合計額						円	年 月 日改正	円	年 月 日改正
自動車又は自転車等の額（規程第13条第1項第2号ア又はイの額） （自動車の使用距離 ・ km） （自転車等の使用距離 ・ km）				円	年 月 から 年 月 まで	改正	円	年 月 から 年 月 まで	
交通機関等と自動車又は自転車等の併用者 規程第13条第1項第3号 ☐ ア ☐ イ ☐ ウ			1 箇月当たりの運賃等相当額と 自動車又は自転車等の額の合計額		円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車若しくは自転車等の額の合計が98,000円を超えるとき			円 × [箇月] =		円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		

別紙様式第 3 号（第 19 条関係）

高 所 作 業 従 事 実 績 簿

年 月分			所属		職名		氏名	
確認欄	日	作業従事時間	作 業 の 内 容		作 業 場 所		備 考	
	1							
	2							
(中 略)								
	28							
	29							
	30							
	31							

注 同 1 日 内 に お い て、坑内作業に従事したときは記録せず、深所作業に従事したときはその作業従事時間、作業の内容及び作業場所を備考欄に記録すること。

別紙様式第 4 号（第 20 条関係）

深 所 作 業 従 事 実 績 簿

年 月分			所属		職名		氏名	
確 認 欄	日	作 業 従 事 時 間	作 業 の 内 容		作 業 場 所		備 考	
	1							
	2							
(中 略)								
	28							
	29							
	30							
	31							

注 同 一 日 内 に お い て、坑内作業又は高所作業に従事したときは記録しないこと。

別紙様式第 5 号（第 21 条関係）

坑 内 作 業 従 事 実 績 簿

年 月 分			所属		職名		氏名	
確 認 欄	日	作 業 従 事 時 間	作 業 の 内 容		作 業 場 所		備 考	
	1							
	2							
(中 略)								
	28							
	29							
	30							
	31							

注 同一日内において、高所作業又は深所作業に従事したときはその作業従事時間、作業の内容及び作業場所を備考欄に記録すること。

別紙様式第 6 号（第 22 条関係）

塩 素 処 理 作 業 従 事 実 績 簿

年 月 分		所 属		職 名		氏 名	
確 認 欄	日	作 業 の 内 容			備 考		
	1						
	2						
(中 略)							
	30						
	31						
計							

別紙様式第 7 号（第 23 条関係）

高 圧 電 気 作 業 従 事 実 績 簿

年 月 分		所属		職名		氏名	
確 認 欄	日	作 業 の 内 容			備 考		
	1						
	2						
~~~~~							
(中 略)							
~~~~~							
	30						
	31						
計							

別紙様式第 8 号（第 24 条関係）

除 塵 作 業 従 事 実 績 簿

年 月 分		所属		職名		氏名	
確 認 欄	日	作 業 の 内 容			備 考		
	1						
	2						
~~~~~							
(中 略)							
~~~~~							
	30						
	31						
計							

別紙様式第 9 号（第 25 条関係）

鋼管内塗装検査従事実績簿

年 月分		所属		職名		氏名	
確 認 欄	日	作 業 の 内 容			備 考		
	1						
	2						
（中 略）							
	30						
	31						
計							

別紙様式第 10 号（第 26 条関係）

充排水作業従事実績簿

年 月分			所属		職名		氏名	
確 認 欄	日	作 業 従 事 時 間	作業の内容		作 業 場 所		備	考
	1							
	2							
(中 略)								
	28							
	29							
	30							
	31							

別紙様式第 11 号（第 27 条関係）

用地取得等折衝業務従事実績簿

年 月分		所 属		職 名		氏 名	
確 認 欄	日	業 務 従 事 場 所		事 業 の 内 容		備 考	
	1						
	2						
~~~~~							
(中 略)							
~~~~~							
	30						
	31						
計							

別紙様式第 12 号（第 28 条関係）

異 常 気 圧 内 作 業 従 事 実 績 簿

年 月 分			所属		職名		氏名	
確認欄	日	気 圧 の 区 分	作業従事時間	作 業 の 内 容	作 業 場 所	備 考		
	1							
	2							
(中 略)								
	28							
	29							
	30							
	31							
計								

(注) 同一日内において、気圧の区分が異なる作業に従事したときは、その作業ごとに記録すること。

別紙様式第 13 号（第 29 条関係）

災 害 応 急 作 業 等 従 事 実 績 簿

年		月分	所属		職名		氏名	
確認欄	日	作業従事時間	作 業 内 容	作業場所	加 算		備 考	
					夜間	警戒区域		
	1							
	2							
~~~~~								
( 中 略 )								
~~~~~								
	30							
	31							
	計							

注 1 作業内容の欄には、巡回監視、応急作業、災害警備等と記入すること。
2 加算の項には、第 36 条第 2 項第 1 号括弧書きに該当する場合に○印をすること。
3 備考の欄には、日没の時刻など、当該手当の支給に当たって参考となる事項等を記入すること。

備考 この様式により難い事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て定める様式とすることができる。

別紙様式第 14 号（第 30 条関係）

爆発物取扱作業従事実績簿

年 月分		所属		職名		氏名	
確 認 欄		日	作 業 の 内 容		作 業 場 所		備 考
		1					
		2					
(中 略)							
		30					
		31					
計							

備考 この様式により難い事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て定める様式とすることができる。

別紙様式第 15 号（第 35 条関係）

時 間 外 勤 務、 休 日 勤 務 及 び 夜 間 勤 務 命 令 簿

年 月 分				所属					職名				氏名								
所 属 長 の 確 認 欄	処 理 経 過 欄	月 日	曜	勤 務 の 内 容	勤 務 命 令 時 間	勤務の区分															
						時間外勤務										時間外勤務代 休	時間 の 勤 務	休 日 勤 務	夜 間 勤 務	宿 直 勤 務	日 直 勤 務
						100 分 の 25 の部分	100 分 の 50 の部分	100 分 の 100 の部分	100 分 の 125 の部分	100 分 の 135 の部分	100 分 の 150 の部分 規程第 32 条第 1 項	100 分 の 160 の部分 規程第 32 条第 4 項	100 分 の 175 の部分								
(中略)																					
計																					

備考 1 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは、差しつかえないものとする。
2 この様式により難い事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て定める様式とすることができる。

別紙様式第 16 号（第 36 条関係）

管 理 職 員 特 別 勤 務 実 績 簿

年 月分		所 属		職 名		氏 名		管理職手当 の支給区分	
確 認 欄	月 日	勤 務 の 内 容	勤務をすることが 必要であった理由	勤 務 状 況				週休日の振替等が 行えなかった理由	備 考
				開 始 時 刻	終 了 時 刻	休憩等 の時間	実 働 時 間		
(中略)									
計									

- 備考 1 勤務の内容には条例第 16 条第 1 項の規定による勤務（以下「第 1 項の勤務」という。）又は同条第 2 項の規定による勤務の別を記入する。
- 2 第 1 項の勤務を行った場合に週休日の振替等が行えなかった理由を記入する。
- 3 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは、差し支えないものとする。
- 4 この様式により難い事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て定める様式とすることができる。